

2018年6月8日

経済産業大臣 世耕弘成 様
日本貿易保険 (NEXI) 代表取締役社長 板東一彦様

【緊急要請】

**日本貿易保険はベトナム・ギソン2石炭火力発電所に係る
付保申請を拒否するべき**

国際環境 NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
気候ネットワーク
メコン・ウォッチ

日本貿易保険 (以下 NEXI) が、2018年5月31日に NEXI のウェブサイト上でプロジェクト情報およびカテゴリ分類等の情報公開を開始したギソン2石炭火力発電所事業 (600MW の超臨界圧2基の建設。丸紅と韓国電力公社が5割ずつ出資) に関し、私たち日本の環境団体は様々な懸念を抱いてきました。

特に気候変動の観点からは、2015年に策定され、日本も批准しているパリ協定において、地球の平均気温上昇を1.5度/2度に抑える目標が書き込まれ、そのためには、新規の石炭火力発電所建設は認められないことが、様々な調査で明らかとなっています。さらに、この事業は超臨界圧という旧態依然とした低効率な技術を利用しており、「超々臨界圧以上の発電設備について導入を支援する」という日本政府の方針にも矛盾します。

私たちは NEXI が、以下に示す本事業の問題点を精査し、付保申請の拒否という賢明な対応をとるよう要請します。

1. 石炭火力発電事業への支援はパリ協定と整合性が取れない

国連環境計画 (UNEP) は2017年の排出ギャップレポートにおいて、パリ協定の1.5度目標達成のためには、新たな石炭火力発電所の建設は許されず、既存の石炭火力発電所も廃止していく必要があると発表した¹。本事業への支援は、パリ協定の目標に整合しないことは明らかである。

2. 超臨界圧への支援は日本政府の方針に反する

日本政府は「世界最新鋭である超々臨界圧以上の発電設備について導入を支援する」との方針を示している。本事業は超臨界圧であるため、この方針に反している²。超臨界圧の石炭火力発電所への融資を制限する OECD 公的輸出信用アレンジメントにも違反している。

3. ベトナム現地の大気汚染を悪化させる

ベトナムでは大気汚染が深刻で、2011年には石炭火力発電所由来の大気汚染が、4300人の

¹ 国連環境計画「排出ギャップレポート」2017, https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/22070/EGR_2017.pdf

² 中川環境大臣記者会見録、2018年1月30日、<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h30/0130.html>

早期死亡につながったと推定されている³。ハーバード大学の研究によると、早期死亡者の数は 2030 年までに現在の 5 倍の約 2 万人にまで到達すると試算されており⁴、大気汚染対策は喫緊の課題である。

一方、ギソン 2 石炭火力発電所の大気汚染物質の推定排出濃度は、以下の表に示すとおり、高性能な大気汚染対策技術が整備された日本の石炭火力発電所のものと比べて相当高く、大気汚染悪化および住民の健康被害拡大が懸念される。

表：ギソン 2 と日本の石炭火力発電所との大気汚染物質排出濃度の比較

	ギソン 2 ⁵	磯子 2 ⁶	磯子 1	碧南 5
所在地	ベトナム	日本		
出力 (MW)	600×2	600	600	1000
運転開始時期	2019 (予定)	2009	2002	2002
効率 (蒸気条件)	SC	USC	USC	SC
SOx 対策 (ppm)	200	10	20	25
NOx 対策 (ppm)	50	13	20	15
PM 対策 (mg/Nm ³)	50	5	10	5

4. 環境アセスメントに不備が見られる

ベトナム環境保護法 (2014 年) 第 20 条によれば、プロジェクトオーナーは、環境アセスメント (ESIA) の承認から 24 ヶ月を超えてプロジェクトが開始されていない場合、ESIA をやり直す必要があると規定している⁷。NEXI が参照しているギソン 2 石炭火力発電所の ESIA が実施されたのは 2015 年 2 月、同 ESIA が承認されたのは 2015 年 3 月 4 日であり、すでに 3 年以上経過している⁸。現地法に準ずれば、ESIA のやり直しが必要になるとの指摘が現地 NGO によりなされている。

また、ギソン 2 石炭火力発電所の建設予定地近辺には、その他の石炭火力発電所、ギソン (ニソン) 製油所など、環境負荷の大きいインフラが存在するが、その累積影響が考慮されていない。

5. 漁民への影響に対する適切な措置がとられていない

ギソン 2 石炭火力発電所の開発予定地から日本の NGO に対し、以下のような漁船の強制立退きが差し迫っている状況との情報が入っている (2018 年 5 月下旬時点)。

- ・ 建設予定地の Hai Ha コミューンでは、住民が先祖代々利用してきた小型漁船の停泊地があり、現在も数百隻が利用している。
- ・ 2017 年 11 月頃、当該地で土砂搬入トラックが往来を始め、一部の漁船が撤去されたことなどから、住民は何らかの工事に伴い漁船撤去が行なわれることを初め

³ Shannon Koplitz, Daniel Jacob, Melissa Sulprizio, Lauri Myllyvirta, and Colleen Reid, "Burden of disease from rising coal emissions in Asia", *Environ. Sci. Technol.*, 2017, 51 (3), pp 1467–1476.

⁴ *Ibid.*

⁵ 2018 年 2 月 16 日の JBIC による FoE Japan への電話回答

⁶ 磯子 1、2 については、電源開発の年次報告書 2009 年。碧南 5 については、CCT Journal 創刊号 (財団法人石炭利用総合センター、2002 年 5 月)。

⁷ "Project owners must repeat the report on the environment impact assessment when:

a) The project is not executed within a period of 24 months as from the date on which the decision on approving the report on environmental impact assessment is made;" Law on Environmental Protection 2014, No 55/2014/QH13

⁸ 投資ライセンスの発行、電力購入合意 (PPA) はそれぞれ 2017 年 6 月と 2017 年 11 月。

<https://www.marketforces.org.au/research/vietnam/nghi-son-2/>

て知ったとされる。それ以来、昼夜を通して毎日、大勢の住民が停泊地に留まり、漁船が撤去されないよう監視を続けている。

- ・ 2018年5月18日付の Hai Ha コミューンによる住民への通知によれば、Tinh Gia District 人民委員会が2018年5月9日付で、ギソン2発電所のために緊急撤去通知を发出しており、漁船を異なる停泊地へ移動するよう、また、従わない場合は強制的に移動するとされている。その後も、住民には 2018年5月31日までに 移動しない場合、強制的に移動させるとの説明がなされている。
- ・ 移動を指定された停泊地は、漁獲物の荷揚げに不便で、また、停泊地としての自然条件が劣悪（強風等により漁船が破損する恐れもある）等の理由から、多くの住民は合意できないとし、漁船の移動を拒否。現在の停泊地に留まり続けている。
- ・ この間、漁民は停泊地からの撤去を恐れ、漁に出ることができておらず、生計手段への影響が生じている。

こうした状況は、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失」にあたって、「対象者との合意」や「以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」、「対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加」等を規定する『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』に明らかに反している。

上記の理由により、私たちは、NEXI が同事業に係る内諾や保険契約の締結を行わないよう強く求めます。

なお、NEXI が上記の問題点について事実関係の確認等を行なう際には、住民や現地 NGO 等に対する当局からの嫌がらせなど人権侵害が起きぬよう、NEXI として十分かつ適切な配慮をしていただけますよう宜しくお願い致します。

* * *

連絡先：国際環境 NGO FoE Japan
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
tel: 03-6909-5983
fax: 03-6909-5986
担当：深草